

《勧告入院に係る医療費について》

新型コロナウイルス感染症により入院した方の経済的負担を軽減するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、医療に関する費用を公費で負担することができます。

公費負担を希望される場合は、医療機関を通じて、申請書等必要書類の提出をお願いします。

1 対象となる費用

- (1) 診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療
- (2) 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（食事療養費含む）
- ※ 寝衣・リネン類・個室使用料などは公費負担の対象外です。
- ※ 感染の可能性がなくなった日（隔離解除後）以降継続して入院される場合の費用や、通院等の費用は公費負担の適用範囲外となります。

2 一部自己負担額について

患者様ご自身と、生計を一にするご家族の方（①患者②配偶者③患者と生計を一にする絶対的扶養義務者）の市町村民税所得割の額を合算した額が56万4千円を超える場合は、月額2万円（日割）が自己負担額となります。

上記、公費負担の自己負担額（2万円）とは別に、入院中にかかる治療費以外のリネン代等、入院中に発生した個人の選択による出費は別途自己負担となりますので、詳しくは入院先の医療機関にお問合せください。

3 申請に必要な書類

患者様又はご家族の方が原則、医療機関を経由して保健所にご提出ください。

(1) 感染症入院患者医療費公費負担申請書

※ 医療機関において提出済である場合には省略してください。

(2) 本人及び同一世帯の者の課税状況調査に関する同意書

(3) 患者様本人の健康保険証の写し

※ 医療機関において提出済である場合には省略してください。

【お問い合わせ先】

お住まいの区役所地域みまもり支援センター衛生課にご連絡ください。

川崎区 ・ 044-201-3223

宮前区 ・ 044-856-3265

幸区 ・ 044-556-6682

多摩区 ・ 044-935-3310

中原区 ・ 044-744-3280

麻生区 ・ 044-965-5163

高津区 ・ 044-861-3321

※川崎市外にお住まいの方は、住所地の保健所にお問合せください。

《感染症法に基づく入院医療費公費負担に係る自己負担額の認定について》

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の規定に基づいて、入院医療費の公費負担申請を行う場合には、①患者②配偶者③当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）の方の市町村民税所得割額の合算額が 56 万 4 千円を超える場合には、月額 2 万円を上限にして、自己負担額が生じます。

ご記入いただく「同意書」は、その自己負担額の認定のために、川崎市が各関係機関に市町村民税所得割額を照会することについて書面による同意をいただくものですので、下記「記入上の注意」及び記入例をご確認の上、ご記入いただきますようお願いいたします。

《記入上の注意》

- 1 同意書にご記入いただくのは、
 - ① 患者②配偶者③当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者です。
- 2 上記 1 に掲げる「生計を一にする」方とは、患者と同一住所の方及び住所は異なっても
 - (1) 消費物資の共同購入を行っている。
 - (2) 出稼ぎ等により送金している。
 - (3) 生計費等の援助を受けているか又は行っている。
 - (4) 税法上扶養親族として控除の対象としている。
 - (5) 各種保険において扶養親族としている。 のいずれかに該当する方です。

院内でご記入いただいた場合は、入院先医療機関にご提出ください。

ご退院された場合は、下記提出先に郵送でのご提出をお願いいたします。

【提出先】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当（感染症公費担当）あて